

事務連絡
令和5年4月27日

各都道府県・指定都市スポーツ主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁健康スポーツ課

プール事故に関する注意喚起について（周知依頼）

標記について、消費者庁から別添のとおり「プール事故に関する注意喚起について（依頼）」（令和5年4月27日付消安全第169号）により周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件について、各都道府県・指定都市のスポーツ主管課におかれては、域内の市町村スポーツ主管課及び関係団体に対して、各都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校法人が設置する学校に対して御周知いただくとともに、プール等での事故防止のため、別添中の別紙3「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」等の資料を御活用いただき、プール施設での監視体制を再確認するなど、一層の安全確保に努めるよう周知・啓発に御協力をお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課

担当：菅原・藤谷

アドレス：kensport@mext.go.jp

電話：03-5253-4111(内線 2998)

消 安 全 第 169 号
令和 5 年 4 月 27 日

スポーツ庁 健康スポーツ課長 殿

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

プール事故に関する注意喚起について (依頼)

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日、4月22日に発生したスイミングスクールでの溺水事故について重大事故等(別紙1)として公表しました。また、同日、ゴールデンウィークでレジャー施設等において利用者の増大が見込まれることから、消費者に向けた注意喚起「行楽シーズン到来!安全にレジャーを楽しみましょう」(別紙2)の公表を行いました。

消費者安全調査委員会においては、既に2019年にプール事故に関する「チェックリスト」(別紙3)の啓発資料を示しております。

貴課におかれましては、別紙も含めた内容につきまして、貴庁関係各課に御周知いただくとともに、プール等での事故防止のため、別紙資料を御活用いただき、連携して関係団体に対し、プール施設での監視体制を再確認するなど、一層の安全確保に努めるよう周知・啓発に御協力をお願いいたします。

<本件問合せ先>

消費者庁消費者安全課 事故情報対応班

TEL : 03-3507-9200 (直通)

令和5年4月27日

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は95件、うち重大事故等として通知された事案は36件でした。

概要について、以下のとおり公表します。

1. 消費者事故等として通知された事案（95件）

- (1) 関係行政機関より85件（食品－49件、製品－32件、運輸2件、役務－2件）
- (2) 地方公共団体等より10件（製品－2件、役務－8件）
- (3) 消費者安全調査委員会（消費者庁）より0件

2. 重大事故等として通知された事案（36件）

- (1) 関係行政機関より31件
 - 国土交通省に報告のあった運輸事故の情報（2件）
 - 警察庁に報告のあった製品事故の情報（2件）
 - 警察庁に報告のあった役務事故の情報（1件）
 - 総務省消防庁に報告のあった製品事故の情報（26件）
- (2) 地方公共団体等より5件
 - 製品事故の情報（2件）
 - 役務事故の情報（3件）
- (3) 消費者安全調査委員会（消費者庁）より0件

注：これら事案の情報については、被害の発生又は拡大の防止に資するため、関係省庁とも共有する予定。

3. 特記事項

別紙「関係行政機関及び地方公共団体等からの通知」備考欄に記載されたリコール情報については、詳細を「消費者庁リコール情報サイト」で確認することができます。以下のウェブサイトアクセスして御利用ください。

「消費者庁リコール情報サイト」ウェブサイト

PC・携帯 <https://www.recall.caa.go.jp/>

4. 留意事項

これらは、消費者安全法第12条第1項又は第2項及び第29条第1項又は第2項の規定に基づく通知内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

<本件に関する問い合わせ先>

消費者庁消費者安全課 三宅、石井

TEL : 03(3507)9263 (直通)

URL : <https://www.caa.go.jp/>

別紙

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知

■関係行政機関からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
E3230417-01	令和5年4月14日	令和5年4月17日	運輸サービス(乗合バス)	重傷1名(80歳代) 軽傷2名	当該乗合バスが運行中、バス右側の路肩を対向して走行していた自転車と衝突した。また、衝突を回避するため急制動した際に、乗客3名が転倒し、当該乗客のうち、1名が外傷性くも膜下出血の重傷、他2名が軽傷。	東京都	
E3230417-02	令和5年4月15日	令和5年4月17日	運輸サービス(タクシー)	重傷1名	当該タクシーが運行中、交差点に青信号で進入した際、右側から赤信号で進入してきた車両と衝突し、乗客1名が骨盤骨折等の重傷。	神奈川県	
G1230417-01	令和5年2月9日	令和5年4月17日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。	京都府	
G1230417-02	令和5年1月29日	令和5年4月17日	電気ストーブ	火災	当該電気ストーブを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和5年2月21日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230417-07	令和5年3月21日	令和5年4月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該リチウム電池内蔵充電器を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1230417-09	令和5年4月2日	令和5年4月17日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	長野県	
G1230417-11	令和5年4月7日	令和5年4月17日	換気扇(トイレ用)	火災	当該換気扇(トイレ用)を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	島根県	令和5年4月21日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230417-13	令和5年4月10日	令和5年4月17日	サーキュレーター	火災	当該サーキュレーターを使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	令和5年4月21日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230418-10	令和4年8月14日	令和5年4月18日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車から出火する火災が発生。	東京都	
G1230418-12	令和4年10月4日	令和5年4月18日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車から出火する火災が発生。	東京都	
G1230418-13	令和4年11月12日	令和5年4月18日	ガストーチ (型式:なし:株式会社大創産業(輸入事業者))	火災	当該ガストーチを使用中、当該製品から出火する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	令和5年2月28日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済 令和2年10月23日からリコールを実施(特記事項を参照)回収率:22.2%

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生地 都道府県	備考
G1230418-16	令和4年12月6日	令和5年4月18日	リチウム電池内蔵充電器	火災	商業施設で当該リチウム電池内蔵充電器を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和5年2月17日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230418-17	令和4年12月21日	令和5年4月18日	ガストーチ (CB-TC又はCB-TC-B:岩谷産業株式会社(輸入事業者))	火災 軽傷1名	当該ガストーチを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。現在、原因を調査中。	東京都	令和5年2月3日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230418-18	令和4年12月30日	令和5年4月18日	看板灯	火災	当該看板灯から出火する火災が発生。	東京都	
G1230418-22	令和5年1月11日	令和5年4月18日	電気ケトル	火災	当該電気ケトルから出火する火災が発生。	東京都	
G1230418-23	令和5年1月14日	令和5年4月18日	電気冷温風機	火災	当該電気冷温風機をマルチタップに接続していたところ、当該製品の電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和5年1月27日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230418-25	令和5年2月16日	令和5年4月18日	電気掃除機(充電式)	火災 軽傷1名	当該電気掃除機(充電式)及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	G1230301-08及びG1230418-26と同一事故

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1230418-26	令和5年2月16日	令和5年4月18日	電気こたつ	火災 軽傷1名	当該電気こたつ及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	G1230301-08及びG1230418-25と同一事故
G1230418-30	令和5年4月11日	令和5年4月18日	バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)	火災	当該バッテリー(リチウムポリマー、玩具用)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
F1230419-01	令和5年3月12日	令和5年4月19日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該リチウム電池内蔵充電器及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和5年4月21日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230419-01	令和5年4月3日	令和5年4月19日	電気温水器	火災	当該電気温水器及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和5年4月21日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230419-02	令和5年3月29日	令和5年4月19日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	石川県	
G1230419-03	令和5年4月12日	令和5年4月19日	エンジンポンプ	火災	当該エンジンポンプを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	山梨県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
F1230420-01	令和5年4月20日	令和5年4月20日	温水洗浄便座	火災	当該温水洗浄便座を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
G1230420-01	令和5年1月15日	令和5年4月20日	バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）	火災	当該バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）から出火する火災が発生。	茨城県	
G1230420-02	令和5年4月2日	令和5年4月20日	電気洗濯機	火災	当該電気洗濯機を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
G1230420-03	令和5年4月12日	令和5年4月20日	イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）	火災	当該イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
G1230421-03	令和5年3月14日	令和5年4月21日	電子レンジ	火災	当該電子レンジを使用中、当該製品の庫内を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和5年4月21日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230421-06	令和5年4月15日	令和5年4月21日	電子レンジ	火災	当該電子レンジを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1230421-07	令和5年4月19日	令和5年4月21日	エンジン溶接機	火災	当該エンジン溶接機を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	北海道	
F1230424-01	令和5年4月22日	令和5年4月24日	その他のサービス(スイミングスクール)	死亡1名(5歳)	当該スイミングスクールにおいて、幼児が講師から腰に浮き具を装着してもらいプールに入ったところ、何らかの原因により当該浮き具が外れて溺れ、心肺停止状態で救急搬送されたが、その後死亡が確認された。	富山県	

※ 管理番号:国土交通省(E)、警察庁(F)、総務省消防庁(G)から通知のあったもの

別紙

■地方公共団体等からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
230417-018	令和5年4月17日	令和5年4月17日	石油温風暖房機(開放式)	火災	当該石油温風暖房機(開放式)を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。発火源も含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
230418-007	令和4年9月12日	令和5年4月18日	介護サービス	重傷1名(80歳代)	介護施設において、利用者が体重測定中にバランスを崩して転倒し、第1腰椎圧迫骨折の重傷。当時、普段と異なる場所で体重測定をしており、転倒時の安全対策が不足していた。	埼玉県	
230418-008	令和4年6月17日	令和5年4月18日	介護サービス	重傷1名(80歳代)	介護施設において、利用者がトイレで転倒し、右手首骨折の重傷。当時、センサーが反応したが、職員が気付かず、当該利用者のトイレ介助ができていなかった。	埼玉県	
230418-009	令和4年8月28日	令和5年4月18日	介護サービス	重傷1名(80歳代)	介護施設において、職員が口腔ケアのために利用者を洗面所に誘導後、当該職員が当該利用者のそばから離れた際に、当該利用者が転倒し、右大たい部骨折の重傷。	埼玉県	
230420-004	令和5年3月7日	令和5年4月20日	椅子	重傷1名	当該椅子を使用中、当該製品の脚部が破損し、転倒、肩を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和5年4月14日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済

令和5年4月27日

行楽シーズン到来！ 安全にレジャーを楽しみましょう

今年のゴールデンウィークは、久しぶりに行楽地に出掛けることを予定している方も多いと思います。気候も良く、屋内外問わず身体を動かして遊ぶなど、日常とは異なる体験をする機会もあると思いますが、安全に無理せずレジャーを楽しみましょう。

この時期に特に注意してほしい、遊戯施設の利用、水辺やキャンプなど野外でのレジャーについて、事故防止のためにポイントをご紹介します。

1. 遊戯施設での事故

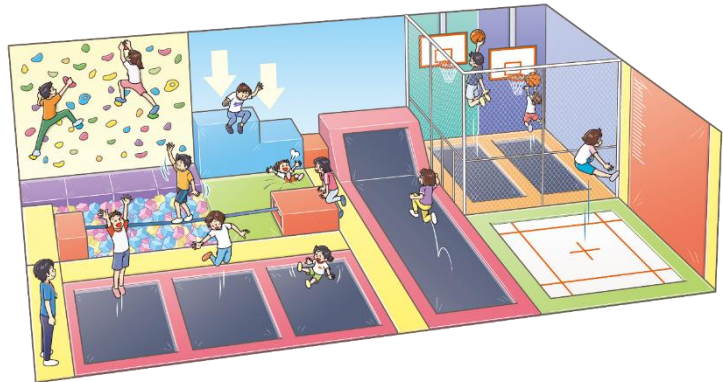
身体を思い切り動かして遊ぶような、高いアトラクション性を有する遊具や設備などが利用できる遊戯施設が近年人気です。高く跳んだり、速度が出たり、日常にはない体験ができる一方で、衝突や落下した際の衝撃は大きく、骨折などを負う事故も発生しています。

(1) 主な事例

【事例1】トランポリン

「遊戯施設のトランポリンで遊んでいたところ、着地した際に腰部を負傷し、救急搬送。腰椎圧迫骨折。」

(事故情報データベース¹、事故発生：令和4年4月)



【事例2】エア遊具

「小学生の子どもが遊戯施設で空気を入れて膨らませた遊具でポンポンと飛び跳ねていて、バランスを崩し隙間に足が入ってしまい転倒。大腿骨を骨折。」

(事故情報データベース、事故発生：令和5年1月)

¹「事故情報データベース」は、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと提携して運用しているデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含まれる。

【事例3】アスレチック遊具

「ターザンロープに右手だけでつかまっている宙吊りの状態になって、落ちた。右腕を骨折。」

(医療機関ネットワーク事業²、事故発生：平成30年5月、5歳、要入院)

【事例4】ゴーカート

「連休中、中学生の子どもが遊戯施設のゴーカートに乗り、カーブを曲がり切れずに壁に激突した。腿の裏を切り救急搬送された。事前に服装の注意もなく、時速60kmが出るのにシートベルトもなかった。施設からは乗車時に責任を問わないという誓約書を書かされており、事故後に安全性に問題はないと言われた。」

(事故情報データベース、事故発生：令和元年5月)

【事例5】立体迷路

「遊園地にて、屋外に設置された木造の立体迷路の3階の床が一部抜け落ち、利用客7名が2階に転落し、2名が骨折等の重傷、4名が打撲等の軽傷を負った。」

(事故情報データベース、事故発生：令和3年10月)

(2) 消費者へのアドバイス

出掛ける前の下調べと、遊ぶ際の確認を。ルールを守って無理せず遊びましょう

- 遊戯施設のウェブサイト等で安全対策が十分に取られているか、事前に調べておきましょう。利用する施設によっては、服装等にルールがあることもあります。
- 施設スタッフによる利用者の見守りや施設の点検・整備が行われているなど、安全管理体制が整っている施設を選ぶことも大切です。
- 利用する際は施設の対象年齢や、人数制限、注意事項などをよく確認し、危険性を理解した上で、施設のルールを守って遊びましょう。特に幼い子どもの場合は、場面に応じて保護者が付き添いましょう。
- 混雑している場合は、接触・転落事故等の防止のため、無理な利用は控えましょう。
- 遊ぶ人だけでなく、観覧や順番待ちの人も、決められたエリアを守りましょう。
- 不具合や破損など危険な箇所を見つけたら、利用を控え、管理者に連絡しましょう。
- 万が一けがをしてしまった場合は、施設の管理者に事故の発生を知らせ、病院を受診するようにしてください。

²「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関(令和5年4月1日時点で32機関)から事故情報を収集し、事故の再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業(平成22年12月運用開始)。

(3) 参考

消費者庁「こども自身が運転するゴーカートなどの乗り物での事故に注意！—保護者と共に安全な施設等を選び、ルールを守って正しく利用しましょう—」（令和4年12月2日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_065/index.html

消費者庁「トランポリンパークでの事故が続いています！ — 施設の注意事項・禁止事項等をよく確認し、安全に遊ぶようにしましょう —」（令和4年4月26日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_059/

子ども安全メール Vol.574 商業施設のキッズスペースなどでの事故に気を付けましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20211208/

子ども安全メール Vol.449 アスレチック遊具で遊ぶ時には事故に注意しましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20190425/

2. 水辺での事故

自然と触れ合いながら楽しめる水辺のレジャーは、溺水事故への備えが欠かせません。海や川などの水辺での溺水事故は4、5月頃から増え始めます³。また、身近にある用水路やため池、プールなどでの事故にも注意が必要です。

(1) 主な事例⁴

【事例6】川遊び中に流される

「4人家族のうち、子ども2人が川遊びをしていて、1人が流された。助けようとした親は流され死亡。子どもはライフジャケットを着用しており、近くにいた人に助けられた。親は未着用だった。」

（国土交通省、事故発生：年月不明、死亡）

³ 令和4年度「こどもの事故防止に関する関係府省庁連絡会議資料」資料5 海上保安庁の取組 <https://www.cfa.go.jp/councils/child-safety-actions-review-meetings/2023/>、（一財）河川財団「No More 水難事故 2022」 https://www.kasen.or.jp/Portals/0/pdf_mizube/suinanjiko2022.pdf

⁴ 事例6～9は令和4年7月20日公表資料「子どもの水の事故を防ごう！—7月25日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を！—」から再掲。

【事例7】釣り中の海中転落

「防波堤で釣り中に男児が誤って海中転落し、父親が救助のため海中に飛び込み、2名とも救助船により救助されたもの。なお、2名ともライフジャケット非着用であった。」

（海上保安庁、事故発生：平成31年4月）



【事例8】ウォーターアクティビティ中に漂流

「保護者と男児は、1艇のSUP⁵に乗艇して保護者の友人と遊走していたところ、風が強まり漂流したことから救助を要請し、捜索中の巡視艇等に救助された。なお、ライフジャケットは非着用であった。」

（海上保安庁、事故発生：令和3年10月）

【事例9】用水路で溺水

「用水路で子ども3人で遊んでいたところおぼれた。」

（医療機関ネットワーク事業、事故発生：令和2年6月、7歳、死亡）

（2）消費者へのアドバイス

刻々と変化する自然が相手。起こるかもしれない危険を知り、大人も子どももライフジャケットなどの備えを十分に

- 立入禁止区域など危険な場所には絶対に近づかず、安全に管理された場所で遊ばしましょう。
- 水に入る時は子どもから目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう。少しの間だからと子どもだけで遊ばせないでください。溺水は早急な対応が求められますが、声や音を出さずに沈むこともあると言われており、近くにいたとしても気付くことができない可能性もあります。
- 靴やライフジャケットなど場所や用途に合った用具を準備し、適切に使用できるよう着用の練習などもしておきましょう。
- 川の流は一見穏やかに見えても、地形などの影響で流れが一定ではないこともあります。事故の多くは穏やかそうな流れで起きています。また、風雨、落雷等の天候不良時や上流で雨が降っているときなど、河川等が増水するおそれが高いときには、川に近づかないようにしましょう。
- 海の状況も、日ごと、時間ごとに変化します。風の向きや波の高さ、満潮か干潮かをしっかり確かめておきましょう。河口付近、堤防沿い等の人工物付近、岩場など離岸流⁶が発生しやすい場所には入水しないでください。

⁵Stand Up Paddleboarding：海・川・湖などでサーフボードの上に立ち、パドルを用い水面を漕いで移動を楽しむ新しいマリンスポーツの一つ。<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/sup/>

⁶離岸流（リップカレント）とは、沖に向かって発生する強い流れのこと。

(3) 参考

消費者庁「子どもの水の事故を防ごう!ー7月25日は「世界溺水防止デー」、予防策を再確認して行動を!ー」(令和4年7月20日)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_062/

河川財団「水辺の安全ハンドブック」

<https://www.kasen.or.jp/mizube/tabid129.html>

海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/index.html>

子ども安全メール Vol.595 水の事故に注意ー子どもだけで水に近づく危険な状況を減らして見守りを!

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220628/

消費者安全調査委員会「水上設置遊具による溺水事故」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/

消費者安全調査委員会 動画「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/movie_001/

3. キャンプ等での事故

キャンプ等では、火を扱ったり、使い慣れない道具を使用するなど日常とは異なる体験も多く、取扱いを誤ると重いやけどや中毒事故につながる場合があります。

(1) 主な事例

【事例10】バーベキュー中に引火

「バーベキューをしていて、ガスバーナーを使用して火をつけようとしたがつかず、液体のエタノールを火に向かって撒いたところ、引火し全身に熱傷を負った。」

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：令和4年5月、40歳代、要入院)



【事例11】薪割り中に指を受傷

「キャンプで薪割り中に、ナタで誤って左人差し指を切ってしまった。」

(医療機関ネットワーク事業、事故発生：平成27年10月、10歳代、要通院)

【事例 12】ハンモックが破れて転落

「グランピングの宿泊施設にあったハンモックが破れて同行者が転げ落ち骨折した。」
(事故情報データバンク、事故発生：令和3年)

【事例 13】テント内で一酸化炭素中毒

「キャンプ中に、4畳のテント内でバーベキュー後の炭をたいて就寝した。夜中に気分が悪くなり、頭痛、ふらつき、嘔吐した。一酸化炭素中毒で、救急搬送された。」
(医療機関ネットワーク事業、事故発生：平成31年4月、40歳代、要入院)

(2) 消費者へのアドバイス

慣れない環境で、日常的に使わない道具を使用することを念頭に、事前の準備と安全対策を念入りに。また、火の取扱いに十分注意しましょう

- 安全管理・整備されているキャンプ場や施設を選び、テントの設営場所、火の取扱いや道具の使い方等を事前に確認しておきましょう。
- キャンプ場では危険区域に限らず周囲の状況を確認し、安全を確保した上で、ルールを守って過ごしましょう。
- テントの中などの換気が不十分な場所で、たき火やこんろ、ランタンなどを燃焼させると、一酸化炭素中毒に至るおそれがあります。必ず屋外の風通しのよい場所で使用してください。
- バーベキューでは、炭や着火剤、ガスバーナーなどの火の取扱いには十分に注意しましょう。終わった後も鉄板等が熱くなっているため、子どもなどが誤って触れないように注意しましょう。万が一、やけどをしたら、すぐに水で冷やし、医療機関を受診しましょう。
- 特に強風、大雨、雷など、天候の急変の兆しがあれば、無理に活動を続けられないようにしてください。

(3) 参考

子ども安全メール Vol. 598 バーベキュー時の事故に注意!

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mai/20220728/

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 「増加するキャンプ需要～初心者が守るべき注意点～」(令和3年4月28日)

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs210428.html>

独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) 「着火剤「1. つぎ足しでやけど」

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/2020082704.html>

このほか、例えば行楽地への移動中の、鉄道等の公共交通機関利用時や、自動車に乗車している際、またホテルや親戚宅等、日常の生活空間とは異なる滞在先でも思わぬ事故に巻き込まれないよう、以下の資料も参考にしてください。

子ども安全メール

Vol. 471 電車のドアやホームドアの戸袋への引き込まれに注意しましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20191003/

Vol. 562 車のドアや窓に挟まれる事故に注意！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20210818/

Vol. 480 帰省時の子どもの医薬品誤飲に注意！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20191205/

Vol. 463 帰省先では危険箇所を確認しましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20190808/

Vol. 593 子どもの熱中症対策を心がけましょう！

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20220608/

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^{注1}

～ 園長用 ～

内閣府、文部科学省、厚生労働省「**教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン**」（平成28年3月31日）を確認してください。

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子供のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて**事前教育**を十分に行ってください。

プール活動に関わる職員に対して、子供を対象とした**心肺蘇生^{そせい}**などの**応急手当**や非常時の対応について事前教育を行ってください。

一刻を争う状況にも対応できるように**119番通報を含む緊急事態への対応（EAP^{注2}）**を整理し、マニュアルや定期的な訓練等により共有してください。また、緊急時に実践できるよう、日頃から**緊急時対応訓練**を行い、マニュアルが実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
・園内での連絡の手順（誰が、どの順番で）を訓練してください。

プール活動・水遊びに関する**指導マニュアル**を作成し、実践的なものであるかを検証し、必要に応じて見直してください。
特に以下の項目については十分に検証してください。

・プール活動・水遊びの活動の**内容や時間帯、時間配分は、子供の体調や生活のリズムなど、安全性を考慮**して適切に決めてください。

・**監視者の人数、配置**については、園のプールの広さや形、一度に水に入れる子供の人数、年齢、時間帯など園ごとの事情を考慮して、適切に決めてください。**ヒヤリハット**が発生したときは、情報を共有し、原因を考え、改善策を検討して実行してください。

プールでの指導を行う職員のほかに、**監視者**を必ず決めてください。

監視者について次の事項をあらかじめ確認し遵守させてください。

- ・監視者は、水の外、プールサイドに配置してください。
- ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代させてください。
- ・複数名で監視をさせるときは、担当エリアを決めてください。
- ・監視者は、目立つ色の帽子やビブス等を着用させて周囲からも監視者であることが分かるようにしてください。
- ・水の外で監視に専念する人員を配置することができない場合には、**プール活動・水遊びを中止**してください。
- ・時間的余裕をもって活動させてください。

: プールシーズンごと : プール活動ごと

(注1) 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考に作成した。

(注2) EAP (Emergency Action Plan) (特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガーディング教本」第6章参照)

消費者安全調査委員会

※平成30年4月24日「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査

(平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ)」(消費者安全調査委員会) 附属資料1

プール活動・水遊びに関するチェックリスト^注

～ 監視を担当する職員・スタッフ用 ～

監視者は、監視に専念しなければなりません。

プール活動の指導や片付けをしてはいけません。

一瞬たりとも子供たちから目を離さないことが大事です。



プール活動ごとにチェック

【プール活動・水遊びの前に】



目立つ色の帽子やビブスなど、周囲から誰が監視者であるか分かるものを身につけましょう。子供たちに、「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない、用を頼まない、一緒に遊んだりできないこと」を知らせておきましょう。



あなたが監視する位置と時間を確認しましょう。



- ・監視エリアの全体が見えるよう、プールサイドで水の外から監視をしましょう。
- ・集中力を保つため、できるだけ定期的に交代しましょう
- ・複数名で監視をするときは、担当エリアを確認しましょう。



園で決めた緊急時対応の手順をあらかじめ確認しましょう。

プールサイドに、連絡手段（電話など）やAEDがあることをあらかじめ確認しましょう。

【プール活動・水遊び中】



- ・プール全体、子供たち全員を監視しましょう。
- ・規則的に視線を動かしながら監視しましょう。



(出典：特定非営利活動法人日本ライフセービング協会編 2017年9月10日発行「プール・ライフガーディング教本」P.35～36)

- ・監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、監視がおろそかにならないよう、注意してください。
- ・溺れるときには、「助けて!」「バシャバシャ」といった状況とは限らず、実際には静かに溺れることも多いと言われています。動かない子供や不自然な動きをしている子供がいかに留意しながら監視をしましょう。
- ・子供たちの表情にも注意し、声をかけたり注意を促したりしましょう。
- ・担任の先生と連携し、水が苦手な子、体の動きがぎこちない子、指示が伝わりにくい子、興奮しやすい子などの子供理解の上で監視をしましょう。
- ・ヒヤリハットを経験したときは、情報を園内で共有しましょう。

【万一、子供たちが溺れたときには】



重篤の場合は、**すぐに119番通報**をするとともに、**救命処置**をしましょう。

(注 本チェックリストは、消費者安全調査委員会が、アンケート調査において幼稚園等から回答のあった独自の取組を参考に作成した。)

消費者安全調査委員会

※平成30年4月24日「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査

(平成23年7月11日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故に関する意見のフォローアップ)」(消費者安全調査委員会) 附属資料2